

改 正 案

(分課の分掌事務)
第五条 略

分 課 名	分 掌 事 務
庶務課	略
教職員課	略
学校指導課	略
生涯学習課	1 生涯学習の推進に関すること。 2 社会教育・生涯学習の指導助言に関すること。 3 社会教育委員に関すること。 4 図書館、公民館、その他の社会教育機関に関すること。 5 成人教育、青少年教育及び家庭教育に関すること。 6 社会教育指導者の研修に関すること。 7 社会教育関係団体（文化関係団体を除く。）に関すること。 8 視聴覚教育に関すること。 9 ユネスコ活動に関すること。 10 高等学校卒業程度認定試験に関すること。 11 石川県立図書館及び石川県立生涯学習センター運営に関すること。 12 石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家、石川県立能登少年自然の家及び石川県立自然史資料館に関すること。

現 行

(分課の分掌事務)
第五条 略

分 課 名	分 掌 事 務
庶務課	略
教職員課	略
学校指導課	略
生涯学習課	1 社会教育委員に関すること。 2 図書館、公民館、その他の社会教育機関に関すること。 3 生涯学習の推進に関すること。 4 成人教育、青少年教育及び家庭教育に関すること。 5 社会教育指導者の研修に関すること。 6 社会教育関係団体（文化関係団体を除く。）の指導助言に関すること。 7 視聴覚教育に関すること。 8 ユネスコ活動に関すること。 9 高等学校卒業程度認定試験に関すること。 10 石川県立図書館、石川県立生涯学習センター、石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家、石川県立能登少年自然の家及び石川県立自然史資料館の管理運営に関すること。

文化財課	略	「ふるじや」。
スポーツ健康課	1 略 2 体育施設 3 12 略	
		に関すること。

(出先機関の名称、分掌事務等)
第十条 略

名称	小松教育事務所	小松市 島田町	加賀市、能美郡、能美市、小松市	総務課 管理課 指導課	1 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 2 市町立小学校及び中学校の教職員の人事に関すること。
名称	金沢教育事務所	金沢市 広坂二丁目	石川郡、白山市、河北郡、かほく市、金沢市		3 市町立小学校、中学校及び定時制高等学校の教職員の給与に関すること。 4 市町立幼稚園、小学校及び中学校教育の指導に関すること。
名称	中能登教育事務所	七尾市 小島町	羽咋郡、羽咋市、鹿島郡、七尾市		5 教育調査及び報告に関すること。 6 市町教育委員会との連絡、指導に関すること。
名称	奥能登教育事務所	輪島市 三井町	鳳珠郡、輪島市、珠洲市		7 その他教育委員会が特に定める事務に関すること。

文化財課	略	「ふるじや」。
スポーツ健康課	1 略 2 体育施設の管理運営 3 12 略	
		に関すること。

(出先機関の名称、分掌事務等)
第十条 略

名称	小松教育事務所	小松市 島田町	加賀市、能美郡、能美市、小松市	総務課 管理課 指導課 社会教育課	1 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 2 市町立小学校及び中学校の教職員の人事に関すること。
名称	金沢教育事務所	金沢市 広坂二丁目	石川郡、白山市、河北郡、かほく市、金沢市		3 市町立小学校、中学校及び定時制高等学校の教職員の給与に関すること。 4 市町立幼稚園、小学校及び中学校教育の指導に関すること。
名称	中能登教育事務所	七尾市 小島町	羽咋郡、羽咋市、鹿島郡、七尾市		5 社会教育の指導に関すること。 6 教育調査及び報告に関すること。
名称	奥能登教育事務所	輪島市 三井町	鳳珠郡、輪島市、珠洲市		7 市町教育委員会との連絡、指導に関すること。 8 その他教育委員会が特に定める事務に関すること。

(教育機関等の名称、分掌事務等)
第十二条 略
一、二 略

(教育機関等の名称、分掌事務等)
第十二条 略
一、二 略
三 青年の家

名称	位置	分掌事務
石川県立白山青年の家	白山市八幡町	団体宿泊訓練により健全な青年の育成を図るための研修等に関する事。

三 漆芸技術研修所
略

四 漆芸技術研修所
略

四 教育センター
略

五 教育センター
略

六 少年自然の家

名称	位置	分掌事務
石川県立白山ろく少年自然の家	白山市瀬戸	1 少年の集団宿泊訓練並びに体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関する事。 2 少年教育指導者及び少年団体リーダーの研修に関する事。
石川県立鹿島少年自然の家	鹿島郡中能登町	
石川県立能登少年自然の家	鳳珠郡能登町	

七 自然史資料館

名称	位置	分掌事務
石川県立自然史資料館	金沢市銚子町	1 自然史資料の収集、保管及び展示に関する事。 2 自然史資料に関する調査研究及び普及に関する事。

五 金沢城調査研究所
略

所長	館長	職
教育センター 漆芸技術研修所	図書館 生涯学習センター	教育機関等
		職 務
		教育長の命を受け、教育機関等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2
3
4 略
(内部組織の職)
第十四条 略

八 金沢城調査研究所
略

九 体育施設管理事務所

名称	位置	分掌事務
石川県体育施設 管理事務所	金沢市丸の内	1 県体育施設(県立武道館を除く。)の管理及び使用許可の事務に関すること。 2 県体育館における体育の事業に関すること。

十 武道館

名称	位置	分掌事務
石川県立武道館	金沢市小坂町	1 武道の普及及び振興に関すること。 2 武道に関する事業に関すること。 3 施設の管理及び使用許可の事務に関すること。

2
3
4 略
(内部組織の職)
第十四条 略

所長	館長	職
青年の家 教育センター 漆芸技術研修所 少年自然の家	図書館 生涯学習センター 自然史資料館 武道館	教育機関等
		職 務
		教育長の命を受け、教育機関等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3、4 略

略		主任社会教育主 事 社会教育主事	略		次長	副所長	副館長	職
略		生涯学習センタ ー	略		漆芸技術研修所 教育センタ ー	金沢城調査研究所	図書館 生涯学習センタ ー	教育機関等
略		上司の命を受け、社会教育を行う者 に、専門的、技術的な助言と指導を 与える事務に従事する。	略			所長を補佐する。	館長を補佐する。	職 務

2 略

課長		
課を置く教育機関等		金沢城調査研究所
上司の命を受け、課の事務を処理す る。		

3、4 略

略	主任社会体育主 事 社会体育主事	主任社会教育主 事 社会教育主事	略		次長	副所長	副館長	職
略	生涯学習センタ ー 青年の家 少年自然の家	生涯学習センタ ー 青年の家 少年自然の家	略		青年の家 漆芸技術研修所 教育センタ ー 少年自然の家	金沢城調査研究所	図書館 生涯学習センタ ー 自然史資料館 武道館	教育機関等
略	上司の命を受け、社会体育に関する 専門的な指導と助言を与える事務に 従事する。	上司の命を受け、社会教育を行う者 に、専門的、技術的な助言と指導を 与える事務に従事する。	略			所長を補佐する。	館長を補佐する。	職 務

2 略

課長		
課を置く教育機関等		金沢城調査研究所 体育施設管理事務所
上司の命を受け、課の事務を処理す る。		

別表（第三条関係）

略	石川県奨学生 選考審査会	石川県産業教 育審議会	石川県奨学生 選考審査会	石川県奨学生 選考審査会
略	石川県教科用 図書選定審議 会	略	石川県育英資金の貸与及び返還の方法並び に貸与を受ける者の選考等についての知事 に対する答申に関する事務	略
略		学校指導課	庶務課	庶務担当課

別表（第三条関係）

略	石川県奨学生 選考審査会	石川県教科用 図書選定審議 会	石川県産業教 育審議会	石川県奨学生 選考審査会
略	石川県育英資金の貸与及び返還の方法並び に貸与を受ける者の選考等についての知事 に対する答申に関する事務	略	略	略
略			学校指導課	庶務担当課